

優良従業員表彰実施要領

この表彰は、島本町商工会の会員の経営する会社、工場、商店に勤務し、他の従業員の模範と認められるものを優良従業員として表彰し、これによって、従業員の資質の改善と勤労意欲の向上を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする。

記

1. 被表彰者の範囲

島本町商工会の会員の経営する会社、工場、商店等の事業所に勤務する従業員とする。

2. 推薦方法及び被表彰者の要件

(1)推薦方法

島本町商工会員である事業者は、本要領により被表彰者を選定し、会長に推薦するものとする

(2)被表彰者の推薦数

事業所より被表彰者の推薦受付数は次のとおりとする。

20名未満の事業所 1名

20名以上の事業所 2名以内

(注) 事業所より上記の推薦者数を超える推薦書が提出された場合には、勤続年数の長い従業員の方から、審査対象といたします。

(3)被表彰者の推薦要件

推薦者が被表彰者を選定する場合には、次に掲げる事項を勘定して行うものとする。

推薦する年の10月末現在で、勤続年数5年以上の従業員で、企業の発展に貢献した者で下記に該当する者。

- ① 優秀な発明、発見により、企業の発展に寄与したもの。
- ② 創意工夫により、経営上の大きな利益をもたらしたもの。
- ③ 重大な事故を未然に発見、大事に至らせないで防止したもの。
- ④ その他、勤務態度が優秀で他の模範になったもの。

(注) 勤続年数が5年未満の被表彰者については審査の対象から除きます。

ただし、満55歳以上のものについては、関係会社の勤続年数の2分の1を加算いたします。

3. 募集推薦書提出期限

毎年10月初旬、商工会より事業所へ優良従業員のご推薦の依頼文を出し、事業所より別に定める推薦書にて被表彰者候補を、10月募集期限日までに会長に提出するものとする。

4. 被表彰者の決定

被表彰者の審査、決定には、商工会正副会長の協議により決定する。

5. 表彰

被表彰者には11月に行われる優良従業員表彰式において商工会会長より賞状並びに記念品を贈呈する。